

2. バイオテクノロジー・生物科学研究会議（BBSRC）

（1）研究成果等の帰属先

- ・ BBSRC 所管の研究機関で発生した知的所有権については、その種類を問わず全て BBSRC に一旦帰属し、その後、所管研究機関に移管して技術移転を促している。

（2）権利の帰属先を決定するための手続き

- ・ 法律により知的財産権の帰属は雇い主とされているため、自動的に全ての権利は BBSRC に帰属する。

（3）研究者が異動する際の権利の帰属先及び手続き

- ・ 知的財産権は研究機関に帰属するため、異動した場合に、研究者には知的所有権を主張する権利は与えられていない。
- ・ ただし、ノウハウについては、内容次第であるが、研究者に帰属するものとして認めることがある。
- ・ 研究者が異動先で、先に所属していた研究機関の知的財産権を使用することを希望する場合には、法的契約を締結した上で許容することはあり得る。

（4）権利の帰属手続きを定めた関係規則

- ・ 特許法による。

（5）研究上知り得た秘密の保護義務の有無及び根拠となる規則

- ・ 研究上の秘密保護の法律は存在しない。
- ・ BBSRC の職員規則に守秘義務規定がある。

（6）知的財産権を専門に取扱う組織

- ・ BBSRC には知的財産権を専門に扱う **Business and Innovation Unit** がある。
- ・ 所管の各研究機関にも知的財産権を取扱うスタッフを備えた **Business Office** を置いている。

（7）その他

- ・ 契約研究者と雇用研究者の 2 つのパターンがあるが、BBSRC の資金、研究資材を用いて研究を行っている限り、知的財産権の取扱いに違いはない。
- ・ ただし、契約研究者が外部の資金、例えば企業から研究費を受けて BBSRC で研究を行っている場合には、当該企業との契約で知的財産権を企業に譲ることがある。

3. ケンブリッジ大学

(1) 研究成果等の帰属先

- ・ 特許法に基づき雇用主である大学に帰属する。
- ・ しかし、昨今、理化学系の学部においては、研究者のインセンティブを高めるため、大学、学部、研究者の間で一定の割合で研究成果を共有する例が多くなっている。
- ・ 政府からのグラントによる研究の場合、大学内の知的財産権の配分を研究者個人、学部、大学の 3 つに均等割しており、その権利の商業化については、ケンブリッジ大学技術サービス（技術移転専門に大学が設立した企業）が取扱い、特許料収入は、研究者個人、学部、大学に均等配分される。
- ・ 企業から大学に対し、間接経費を含め研究費の全額が支出された場合には、その研究から生まれた知的財産権は、大学及び研修者個人ではなく、全て企業に譲り渡すことが原則である。

(2) 権利の帰属先を決定するための手続き

- ・ 研究成果は一旦大学に帰属することになるが、学内で商用化につながる有用な成果と認められた場合には、学部、研究者に権利を 1 / 3 ずつ移管する。

(3) 研究者が異動する際の権利の帰属先及び手続き

- ・ 研究者が 1 / 3 の権利を所有している場合には、その持分を異動先に持って行くことができる。

(4) 権利の帰属手続きを定めた関係規則

- ・ 学内規則による。

(5) 研究上知り得た秘密の保護義務

- ・ 企業から資金提供を受けて行う研究については、企業との間で秘密保護の契約を締結する。
- ・ その他の研究については特段の保護義務はない。

(6) 知的財産権を専門に取扱う組織

- ・ 大学が設立したケンブリッジ大学技術サービスが取扱う。

【ドイツ】

1. 研究成果等の帰属先

- ・ 「被雇用者発明法」では、被雇用者の発明（特許或いは実用新案）を「職務上の発明（**Diensterfindung**）」と「自由な発明（**Freie Erfindung**）」とに大別している。
- ・ 「職務上の発明」となれば、それに付随する権利の帰属先は全て雇用主（大学等研究機関）となる。
- ・ 「自由な発明」であっても、雇用期間中の発明である場合には、雇用者に申告しなければならない。さらに、当該発明がその職務領域に属する場合には、雇用者に対し、一定の条件下での非独占的使用権を提供しなければならない。
- ・ ただし、教育機関（大学等）の属する教授、講師、助手（副手等その他の職員は含まれない。）には「高等教育教員特権（**Hochschullehrerprivileg**）」と呼ばれる特権が認められており、これら職種の者の発明は原則的に「自由な発明」とされ、上記の雇用者への申告や非独占的使用権提供の義務が免除されている。

2. 権利の帰属先を決定するための手続き

- ・ 基本的には「被雇用者発明法」によっているが、特許化や成果活用に係る体制の整備は主として州で行われており、具体的な手続きは州や機関によって様々である。
- ・ 大まかに見れば、研究機関に特許相談担当を配置し、さらに州レベルの機関・有限会社により特許適正評価、特許出願の財政的支援、ライセンシングを行うという形態が広く採り入れられている。最終的な特許権の審査・認定は、連邦法務省所管の連邦特許商標庁で行われる。

3. 研究者が異動する際の権利の帰属先及び手続き

- ・ 「職務上の発明」であれば、所属機関帰属なので、異動後も知的財産権は所属機関に残る。
- ・ 「自由な発明」であれば、発明者帰属なので、研究者の異動とともに知的財産権も移動する。

4. 権利の帰属手続きを定めた関係規則

- ・ 「被雇用者発明法」による。
- ・ 州によっては独自のガイドラインを作成しているところもある。

5. 研究上知り得た秘密の保護義務の有無と根拠となる規則

- ・ 法的に規定された保護義務はない。
- ・ 各機関において独自の規則を設けている場合や、共同研究の相手先との契約により保護義務を設けているケースなどが考えられる。

6. 知的財産権を専門に扱う組織

- ・ ドイツ研究特許センター

フラウンホーファー協会（連邦教育研究省所管の研究機関）出資の組織で、フラウンホーファー協会傘下の研究所の研究成果の取扱いについて支援するとともに、自営業者、私的発明者、大学教授等の自由発明者や研究機関に対して特許化支援を行う組織。

- ・ ガルヒンク・イノベーション有限会社

マックスプランク協会（連邦教育研究省所管の研究機関）出資の組織で、マックスプランク協会が持つ技術の移転を促進する組織。

- ・ バイエルン州では、「**Bayern Patent**」と称する高等教育機関特許コンセプトをまとめ、2000年から2003年の間に700万ドイツマルクを投じて州内大学及び高等専門学校からの特許及びその活用を改善させる体制を整備している。

- ・ 大学においては、専任の特許アドバイザーを置くところが多い。

＜ミュンヘン工科大学の例＞

発明アドバイザー

ミュンヘン工科大学大学3課知識移転・通商担当

- ・ 航空宇宙センターでは、技術移転局イノベーション・マネジメント部リサーチ・アドバイザーを置いている。

【フランス】

国立大学、国立科学研究センター（CNRS）の研究機関及び国立宇宙研究センター（CNES）の研究機関における研究成果等の帰属の状況は次の通りである。

1. 研究成果等の帰属先
 - ・ 「特許権」、「データベース、プログラムに係る著作権」、「その他の研究成果物（研究データ・情報、研究試料・研究材料・実験サンプル、実験装置等）」については、機関（大学、CNRS、CNES）に帰属する。ただし、他の機関や企業の経費が入っている場合は、機関や企業の長と協議の上決定される。
 - ・ 「論文・著作物の著作権」については、研究者に帰属する。
2. 権利の帰属先を定めるための手続き
 - ・ 全額自己（大学、CNRS、CNES）の経費による研究の場合は、学長又は長官が決定する。
 - ・ 他の機関や企業の経費が入っている場合は、機関や企業の長と協議の上決定される。
3. 研究者が異動する際の権利の帰属先及び手続き
 - ・ 特許化したものについては、組織帰属のため、そのまま組織に帰属する。
 - ・ 物質等の成果物については、必要に応じ、所属先と契約を締結する。
4. 権利の帰属先を定めた関係規則
 - ・ 「特許権」、「データベース、プログラムに係る著作権」、「論文・著作物の著作権」等は知的所有権法によって保護されている。
5. 研究上知り得た秘密の保護義務の有無と根拠となる規則
 - ・ 国家公務員としての守秘義務がある。（「国家公務員の権利義務に関する法律」）
 - ・ 企業が研究に関与する場合は、その都度、秘守に関する契約を締結する。
 - ・ 国立宇宙研究センター（CNES）の研究機関については、国家安全保障の観点から、退職後も秘密を保護することを求める「内規」があり、国家公務員以外の職員を含めた全職員がこれを遵守する旨契約を交わしている。
6. 研究の身分による相違
 - ・ 国立大学及び国立科学研究センター（CNRS）の研究機関においては、無給与の大学院生や企業からの派遣職員（企業が人件費を負担）の場合は、その研究者の役割や貢献度に応じて、特許権の一部が大学院生や企業に帰属することとなる。

(1) 日米の現状比較

研究開発成果	国立大学	独法・特殊法人研究機関	米国の大学
①特許権・実用新案権	「国立大学の教官等の発明に係る特許等の取扱いについて」 (1)国に帰属する場合 ア 応用開発を目的とする、国が特別に措置した研究経費を受けて行った研究の結果生じた発明 イ 応用開発を目的とする、国が特別の研究目的のために設置した特殊な大型研究設備を使用して行った研究の結果生じた発明 (2)発明者に帰属する場合 上記(1)以外の場合 * 国が特別に措置した研究経費…民間等との共同研究／受託研究経費、科研費を含み、教官当積算校費、奨学寄附金等の一般研究費は除く。 ** 国が特別の研究目的のために設置した特殊な大型研究設備…原子炉、核融合設備、加速器等。電子計算機等の汎用的なものを除く。	・各法人の内部規程により規定 ・内部規程の規定ぶりはまちまちだが、おおよその2パターン ・原則機関に帰属(産総研、物材機構等) ・機関が一部又は全部を承継(理研等) ・機関が一部を承継(＝研究者と共有)とする機関についても、実態上研究者と共有となっている特許等は0～1割程度。また、機関帰属特許のうち、3～4割程度が他機関(民間企業等)との共有となっている。 ・機関が全部を承継する基準は、「研究者が希望するとき又は機関の長が必要と認めるとき」とする例が多い ・また、産総研は研究者が成果活用のため兼業／退職する場合は、研究者への権利譲渡について特別に措置できる旨規定	知的財産権等の帰属／移転のルールは、各大学のポリシーに従う。 ○マサチューセッツ工科大学 ・次の知的財産権は大学に帰属 ア)外部機関とのスポンサー研究契約により生じた知的財産権 イ)大学の資金や施設を相当程度使用することにより生まれた知的財産権 ・上記知的財産権には、発明、ソフトウェア著作権、マスクワーク、登録商標等の法律上の無体財産権のほか有形研究資産 (Tangible Research Property: 集積回路チップ、生物学的器官、工学的プロトタイプ、工学設計等の物理的に分配できる資産) が含まれる。 (マテリアル・トランスファー) ・非営利機関への材料移転は、UBMTA (1995 NIH 発行) の implementation letter による契約 ・営利機関への材料移転は、TLOを通じて行われる。 ○スタンフォード大学 ・次の知的財産権は大学に帰属 ア)外部機関とのスポンサー研究契約により生じた知的財産権 イ)大学の資金や施設を相当程度使用することにより生まれた知的財産権 ・上記知的財産権には、発明、ソフトウェア著作権、マスクワーク、登録商標等の法律上の無体財産権のほか有形研究資産 (生物材料、設備、ソフトウェア、半導体回路、データベース、プロトタイプ機器等) が含まれる。 (マテリアル・トランスファー) ・研究目的であれば、非営利機関のみでなく商業部門の研究者に対しても契約事務なしでマテリアルの提供を可能とした (2001年6月時点)。 ・従前の Brief letter agreement (非営利機関用) による契約は併存。 ・営利機関の使用が研究目的のみに限定されない可能性がある場合には、①当該営利機関と学内 OTL との MTA 契約又は② OTL によるライセンスを行うこととされる。 ・ATCC との連携プログラムあり。 ・外部からマテリアルを受け入れる際の MTA 契約は、ICO (Industrial Contracts office) が担当 ○NIH のガイドライン及びシンプル・レター契約 ・NIH は1999年のガイドラインで上記ひな型を提示し、NIH 資金により開発された研究ツールについて、同契約又は同程度以下の緩い条件下での普及を推奨。 ・基本的スタンスは、研究ツールは広く科学界に解放されるべきで独占的ライセンスやリチスルー・ロイヤリティは推奨されない、いうもの。 ・多くの大学はオリジナルの MTA を有するが提供の条件は NIH のシンプル・レター契約と同程度の条件。 (NIH シンプル・レター-材料移転の条件) ①材料は提供人の所有物である ②ヒトを対象に使用しない ③教育又は非営利的研究目的のみで使用 ④提供人の書面による同意を得ないで他者に移転しない ⑤受取人は材料を使用した発表において材料の出所を明らかにする ⑥提供人は材料の瑕疵に起因する責任や知的財産権侵害に対する責任を負わない。受取人は、材料の使用に起因する第三者からの損害賠償責任を全て負う ⑦受取人はすべての適用法令を遵守する ⑧材料は無償又は準備、配付等の必要経費のみをもって移転される
②プログラム著作権／データベース著作権	「国立大学の教官等が作成したデータベース等の取扱いについて」 (1)国に帰属する場合 ア 国が特別に措置した経費を受けて作成した場合 イ 民間等との共同研究／受託研究の場合は、国と民間等との共有とすることができる (2)教官等に帰属する場合 上記(1)以外の場合	・内部規程により特許権に準ずるとする機関と内部規程を設けていない機関がほぼ同数 ・産総研は、知的財産権の一つと位置付け機関帰属を明定	
③意匠権	ルールなし	・大多数の機関で内部規程により特許権に準ずるとしている ・産総研は、知的財産権の一つと位置付け機関帰属を明定	
④回路配置利用権	ルールなし	・大多数の機関でルールなし (法人の業務目的から保有する可能性のない機関が多い) ・産総研は、知的財産権の一つと位置付け機関帰属を明定	
⑤種苗法上の育成者権	ルールなし	・大多数の機関でルールなし (法人の業務目的から保有する可能性のない機関が多い) ・産総研は、知的財産権の一つと位置付け機関帰属を明定	
⑥ノウハウ使用权	ルールなし	・大多数の機関でルールなし ・法律上の権利でないため、内部規程で定めず契約により供与する例がある。 ・産総研は、知的財産権の一つとして機関帰属を明定	
⑦マテリアル(生物遺伝資源、材料試料、サンプル、試作品等)	ルールなし ・マウス等の生物遺伝資源については、教官の判断で他の研究者へ移転、寄託機関へ寄託されている	・大多数の機関でルールなし。研究者の判断で他の研究者へ移転、寄託機関へ寄託されている。 ・産総研は、規程を整備し (本年11月)、研究成果物等 (①論文、報告等、②データ、試薬、試料、実験動物、菌株、試作品、実験装置及びソフトウェア、③技術情報、資料等) は、原則機関に帰属するものとしている。 ・理化学研究所は、生物遺伝資源の分譲事業を実施。11月末に研究試料の分譲、外部からの持ち込みに係るルールを整備した。	
⑧各種計測データ	ルールなし	一般的なルールなし ・各法人の業務目的に従い、地震観測データ (防災研)、海洋観測データ (海洋センター) 等を広く一般に公開している例がある	

(2) 知的基盤である生物遺伝資源の提供の現状

機関名	提供条件(広く発信されている条件の定めある場合は、○を記入)				
	第三者への分譲禁止	学術研究目的での使用に制限	研究成果、報告書等の別刷等の送付	提供価格	その他
国立遺伝学研究所	○	○	○	○(無償)	
独立行政法人農業生物資源研究所	○		○	○(有償) ・5,700円/配布単位量	・遺伝資源配布申込書の内容を審査。 ・遺伝資源の量の不足や農業に重大な悪影響を及ぼすおそれがある場合等は配布の制限有。 ・試験研究等結果報告書の提出。
財団法人発酵研究所		○		○(有償) ・細胞 17,000~29,000円/アンプル ・遺伝子 4,700~28,200円/サンプル	・植物防疫法で輸入検疫有害菌とされたものや、外国為替および外国貿易管理法の戦略物資輸出規制に該当する菌株などは、分譲に際し規制。
理化学研究所生物基盤研究部微生物系統保存室	○		○	○(有償) ・4,000~8,000円/株	・ヒト、家畜、及び有用植物に危害を与える可能性のある微生物については、法的(植物防疫法)ないしは自主的な分譲規制。
理化学研究所バイオリソースセンター	○		○	○(有償) ・10,500~21,000円/株	・分譲された細胞株の使用上の条件付与に関しては、登録者または樹立者の意向を厳守。 ・倫理に反する使用は不可。
独立行政法人国立環境研究所環境研究基盤技術ラボラトリー環境生物					
独立行政法人食品総合研究所					
厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所変異遺伝部第三室(細胞バンク)	○	○	○	○(有償) ・17,000~30,000円/株	・(財)ヒューマンサイエンス振興財団に業務委託。 ・国内外を問わず、産学官の生命科学研究に従事する研究者を対象。 ・分譲を受けた研究資源については、倫理的原則に基づいた取扱いをしなければならない。
独立行政法人林木育種センター	○	○	○	○(有償) ・3,190円/配布単位量	・林木遺伝資源の不足、その他の相当な理由があるときは、林木遺伝資源の配布を拒み、又はその数を制限する。 ・試験研究結果等の報告。
独立行政法人産業技術総合研究所特許生物寄託センター	○		○	○(有償) ・10,000円/株	・健康又は環境に対し害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある性質を有する場合において、請求人がその微生物を管理することができないと認めた場合は、分譲規制を実施。
大阪大学微生物病研究所附属エマージング感染症研究センター	○			○(無償)	・菌株分与に当たっては、バイオハザード防止の観点から、日本細菌学会のバイオセーフティガイドラインに準拠して、誓約書および分与可否決定の参考にするための質問に対する回答書を提出。
東京農業大学菌株保存室					・研究・応用利用に関わる重要な微生物株を保存・管理し、学内外の研究者や利用者の要望に応じて分譲している。現在、保有している微生物は、細菌・酵母・糸状菌で、合わせ約5,000株。
東京大学分子細胞生物学研究所		○	○		
東京大学医科学研究所微生物株保存施設	○			○(有償)	・菌株分与に当たっては、バイオハザード防止の観点から、日本細菌学会のバイオセーフティガイドラインに準拠して、誓約書および分与可否決定の参考にするための質問に対する回答書を提出。 ・代金に関しては、(財)日本学会事務センター事業部に業務委託。
北海道大学大学院農学研究科応用生命科学専攻分子生命科学講座					

機関名	提供条件(広く発信されている条件の定めある場合は、○を記入)				
	第三者への分譲禁止	学術研究目的での 使用に制限	研究成果、報告書 等の別刷等の送 付	提供価格	その他
岐阜大学医学部微生物学講座細菌 遺伝資源	○	○		○(有償) ・大学・国立研究機関 6,300円/株 ・その他研究機関 12,600円/株 ・郵送費用、事務手数料 2,625円/5株以内	・日本細菌学会及び日本微生物資源学会を通して特定の菌株を分譲。 ・日本細菌学会会員を分譲対象者としている。ただし危険度レベル1の株は非会員 にも分譲。また危険度レベル2の菌株の分譲にはP2レベルの取り扱い施設がある 機関に所属している研究者に制限。危険度3レベルの菌株はP3がある機関に制 限。 ・代金に関しては、(財)日本学会事務センター事業部に業務委託
大阪府立大学農学部応用生物化学科					
九州大学大学院附属遺伝子資源開 発センター					
山梨大学ワイン研究センター					
東北大学加齢医学研究所付属医用 細胞資源センター	○	○	○	○(無償)	
東京都立大学理学研究科生物科学 専攻		○		○(無償)	・分譲は原則として成虫のみで、1系統につき飼育瓶1本(ハエ数10匹)に限定。
京都工芸繊維大学ショウジョウバエ 遺伝資源センター					・キイロショウジョウバエおよびその近縁種の系統維持及び分譲。
熊本大学動物資源開発研究センター				○(有償) 109,200円/件	・遺伝子改変マウス胚/精子の凍結保存及び供給。
岡山大学大麦・野生植物資源研究セ ンター					・約8,000品種のオオムギ種子と約20,000点の野生植物の種子および標本を収集・ 保存。国内外の研究者に分譲するサービス事業を行うと共に、これらの特性分析を 行い、データベースを構築し、コンピューターネットワークを通じて、世界に向けて情 報発信。
横浜市立大学木原生物学研究所		○			・約2,000系統の実験系統を収集。 ・研究利用に限り、国内外を問わず、実験系統の配布サービス。
宮城教育大学教育学部理科教育講座					・研究室内に仙台シロイヌナズナ種子保存センターを置き、国内外のシロイヌナズ ナ野生系統や突然変異系統、野生のアブラナ科植物などを収集、保存し、研究者 や教師に配布。